

恵那市公共事業用地の取得に伴う代替地登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の公共事業の施行に伴う事業用地（以下「公共事業用地」という。）の取得に際し、公共事業用地提供者の代替地の要望に対応するため代替地登録制度を設け、公共事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(代替地の登録)

第2条 自己の所有する土地を公共事業用地の代替地として登録を希望する者は、代替地登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 代替地として申請できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

(1) 申請土地の登記名義人となっていること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と認められない者が登記名義人となっていること。

3 代替地として登録できる土地は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

(1) 1区画の面積が100平方メートル以上であり、公道に接している土地であること。ただし、市長が代替地として相応しいと認めたときは、この限りでない。

(2) 土地の境界及び所有権等の権利について、争いのない土地であること。

(3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

(4) 建物がある場合は、建物の登記名義人等が土地の登記名義人と同一であること。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、代替地登録カード（様式第2号）を整備するものとする。

5 市長は、前項の規定により代替地登録カードを整備した場合は、代替地登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

6 市長は、第1項の規定による申請があった土地について、その内容を審査し、不相当と判断した場合には、代替地登録不登録通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(情報の提供)

第3条 市長は、代替地を希望する者に対し、前条の規定により登録した土地（以下「登録土地」という。）についての情報を提供するものとする。

(登録土地の提供)

第4条 市長は、前条の規定により提供した情報により、公共事業用地提供者が登録土地の取得を希望するときは、取得希望者と登録者との調整を行い、円滑に事務処理を行うものとする。

(登録の取消し又は変更)

第5条 登録土地の所有者は、登録を取り消し、又はその内容を変更する場合は、速やかに代替地登録取消(変更)届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 登録土地の登記名義人が変更された場合又は登録土地に所有権以外の権利が設定された場合は、その時点で自動的に登録は取り消されるものとする。

(秘密の保持)

第6条 この要綱に基づく事務に従事する職員は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。